

平成11年度
厚生科学研究費補助金
政策科学推進研究事業
(H11-政策-014)

米国の社会保障施策の評価に関する調査研究

報 告 書

平成12年 3月

主任研究者： 三和総合研究所 野口 正人

【目次】

「米国の社会保障施策の評価に関する調査研究」	
はじめに	1
調査研究の背景	1
第1章 調査研究の目的.....	3
第2章 アメリカ合衆国の政策評価 ～政府業績結果法（GPRA）について～.....	4
(1) 連邦政府のアカウンタビリティ	4
(2) GPRAの成立以降の流れ.....	5
(3) GPRA仮訳 （訳中の全ての脚注、注釈は研究者による）	7
第3章 合衆国厚生省の戦略計画（仮抄訳）	20
第4章 会計年度1999年 年次業績計画概略	97
第5章 会計年度2000年 年次業績計画概略	120

以下参考資料において、GPRA法原文、厚生省戦略計画原文、1999年 年次業績計画原文、2000年 年次業績計画原文を掲載している。

「米国の社会保障施策の評価に関する調査研究」

この調査研究は、平成 11 年度厚生省厚生科学研究費補助金における政策科学推進研究事業（H11-政策-014）により行ったものである。

はじめに

体制：この調査研究事業は、以下のメンバーによって進められた。

研究者名	所 属	氏 名
主任研究者	株式会社 三和総合研究所	<small>のぐち まさと</small> 野口 正人
分担研究者	株式会社 三和総合研究所	<small>たごく はるみ</small> 田極 春美

調査研究の背景

アメリカ合衆国における行政省庁の活動は、1993 年政府業績結果法の成立により、新しい枠組みが確立しつつある。同法により、1998 年から各省庁における戦略計画の作成、年次業績計画の作成が義務づけられることとなった。合衆国厚生省も例外ではなく、厚生施策における戦略計画策定、年次業績計画策定は、計画を策定することについて、非常に困難な部分を含んでいると考えられてはいるものの、同法下での最初の正式な文書として、1998 年 9 月に連邦議会に提出された。そして、1999 年度¹は、年次計画に基づいた、行政活動を行う最初の年度となっている。この年次業績計画に基づいて、一会計年度分の業績活動を評価し、その評価の結果が 1999 年の年次業績計画に対する業績報告（政策評価報告）書として 2000 年 3 月末に提出される予定となっている。

残念ながら、我が国における厚生行政における業績評価・政策評価の視点について、これまでのところ十分な研究がなされているわけではないのではないかと懸念される。今後施策を評価するための基本的枠組みについては、いわゆるニューパブリックマネジメント（NPM）を基本スキームとした考え方が主流となっていくものと考えられている状況にある中で、我が国における政策評価手法、その理論的・実践的な考え方等については、未だ、これから研究され、開発されていくことが山積しているというのが現状であるといえる。アメリカ合衆国の厚生行政の政策評価に比較的近いと考えられる、我が国の一つの例は、現在厚生省によって推進されている「21 世紀の国民健康づくり運動（健康日本 21）」では

¹ 年度：通常特段の断りのない場合、会計年度（fiscal year）を年度としている。

ないかと考えられる。「健康日本 21」において検討されているような、明確な目標の設定とその評価、いわゆる Plan-Do-See のビジネスサイクルにのった政策展開というものは、アメリカ合衆国の政策評価、特に G P R A 法²の下による政策評価の考え方と比較的近いものであるとみることができる。

この調査研究では、合衆国の厚生政策の評価について、合衆国厚生省が連邦議会に提出した戦略計画、及び 1999 年年次業績計画、そして立法側からの評価として、合衆国会計検査院が連邦議会に提出した評価の考え方、評価の事例について、その実態を明らかにし、我が国の厚生施策における政策評価の枠組みを検討するための基礎資料整備を図ることが、全体の目的である。ただし、本年度調査分としては、基本的な文書として、政府業績結果法、合衆国厚生省戦略計画書、年次業績計画書の翻訳をベースとした基礎的な調査とし、2000 年 3 月末に提出される合衆国厚生省の初の業績報告書に関する調査、合衆国会計検査院（立法付属機関）による評価活動、合衆国厚生省（行政サイド）による政策展開の評価等に対する実地調査・研究を全体の 2 年度目において行うものとする。

² G P R A : Government Performance and Results Act of 1993 (GPRA あるいは Results Act とされる) 通常は、「政府業績結果法」と訳されるが、政府業績成果法とするものもある。ただし outcome を「成果」として統一するため、results は「結果」とする。

第1章 調査研究の目的

アメリカ合衆国における行政省庁においては、1993年8月GPR A法の成立によって、同法の規定にあるとおり、1997年9月に戦略計画を作成し、会計年度1999年以降の年次業績計画の作成が義務づけられることとなった。合衆国厚生省³も例外ではなく、厚生政策における戦略計画⁴策定、年次業績計画⁵策定の困難性は伴うものの、1998年9月に議会に提出され、1999年は年次計画に基づいた、最初の年度となっており、最初の年次業績報告⁶が2000年3月末に大統領及び連邦議会に提出される予定となっている。

我が国においては、2001年1月の中央省庁等改革を通じて、「政策評価機能の充実強化を図るため、各府省に評価部門を確立するとともに、総務省が府省の枠を超えて政策評価を行う機能を担うために必要な法制上の措置を検討する。」等の方針によって、「各府省は、所管の政策について、その性質に応じ、主としてその必要性、優先性、有効性等の観点から改廃等の評価を行うことについて検討する。」「評価の実施に当たっては、各年度ごとに対象を重点化するなど、計画的に行うものとし、その結果が予算要求等の企画立案作業に反映されるようにすることとする。」等の考え方の下、「各府省の内部部局に、政策評価を担当する明確な名称と位置付けを持った組織を置くこととし、当該組織については、原則として課と同等クラス以上となるよう検討する。」「また、必要に応じ、所管部局等に評価担当組織を置くことを検討する。」「各府省の政策評価は、内部部局に置かれる政策評価担当組織、またはその総括の下に所管部局等の評価担当組織若しくは当該所管部局等が実施する。」「また、高度の専門性が必要な場合等は、学識経験者、民間等を活用することができることとする。」等の組織・方法等が示されている。

中央省庁等における政策評価の基本的枠組みが、アメリカ合衆国および我が国において法的に整備された現在において、行政省庁における政策評価を進めていくための具体的な視点、手法等を検討していくことが必要とされている。

こうした時代的背景の下、我が国における厚生行政の政策評価のための基礎的資料を整備することを目的とし、既に明文化されたアメリカ合衆国における、厚生省の政策評価の実態を明らかにするものである。

なお、ここでの用語、文章表現はできるだけ原語に近いものによって日本語表現されているため、しばしば直訳的に近い用語、文章表現となっている。

³ 合衆国厚生省:U.S. Department of Health and Human Services

⁴ 戦略計画:Strategic Plan

⁵ 年次業績計画:Annual Performance Plan

⁶ 年次業績報告:Annual Performance Report

第2章 アメリカ合衆国の政策評価 ～政府業績結果法（G P R A）について～

現在、連邦政府は、政策評価システムの確立を長期的かつ体系的に行おうとしている。1993年に、連邦議会は政府業績結果法（以下G P R A）を成立させ、大統領もこれを承認した。連邦政府全体の改革として、各省庁が目的設定とその達成度を測定し、その達成度による予算決定という仕組みの構築をめざしている。

（1）連邦政府のアカウンタビリティ⁷

「アメリカ国民は、支払う税金の対価として、政府に対して業績とアカウンタビリティ（説明責任）を期待している。今日、議会によって定められた相互に関連する一連の改革を通じて、連邦省庁は国民の期待に応える機会を得ている。アメリカの民間部門や地方政府部門のように、連邦政府においても業績の改善と結果に対するアカウンタビリティの向上に取り組んでいる。⁸」

合衆国における新たな行政の経営管理の中核は、G P R Aによる枠組みである。首席財務官⁹が、省庁の経営改善や財務的な説明責任の改善を目標としていたのに対して、G P R Aはプログラム¹⁰の業績¹¹の改善を目指したものである。これまでの行政省庁では、施策プログラムにおいて投入される金額規模や、職員の規模をプログラムの成功の指標としてみてきた。しかしながら、議会での検討を通じて、省庁のこうしたプログラムに要する資源投入をみるだけでは、もはや業績を達成しているものとはみることができないということが明らかになった。

G P R Aの枠組みの下では、業績に関するアカウンタビリティは、結果に関するアカウンタビリティを表わすものとなった。その結果、行政省庁自身が次の根本的な問いに答えなければならなくなった。「何がその省庁の使命¹²なのか。目標は何か。目標をいかにして達成できるのか。業績をいかにして測定できるのか。業績に関する情報を通じていかにして改善を図っていくのか。」

（1997年合衆国会計検査院¹³年次報告より作成）

⁷ アカウンタビリティ: accountability 通常は「説明責任」と訳されるが、「結果責任」とするものもある。Account（会計）とResponsibility（責任）の合成語というのは不適切。

⁸ 1997年合衆国会計検査院の年次報告より

⁹ 首席財務官: Chief Financial Officer

¹⁰ プログラムとは「省庁レベルでの政策を具現化するための諸事業の集まりである。プログラムは諸事業の階層的体系であり、それを構成する諸事業はサブプログラムと呼んでもよい。」（宮川公男「新しい会計検査の確立に向けて」会計検査研究 創刊号より）プログラムに対する訳としては、「施策」が当てられることが多いものとみることができるが、政策-施策-事業という階層体系であることから、ここでは「プログラム」とする。

¹¹ プログラムの業績: program performance

¹² 使命: mission

¹³ 合衆国会計検査院: U.S. General Accounting Office 通常G A Oとされる。

(2) G P R Aの成立以降の流れ

G P R Aが成立した後、行政管理予算局¹⁴を含む行政省庁、連邦議会及び合衆国会計検査院によって多くのレポートが提出されている。その中で、主要なものについて取り上げると、以下の流れとしてみる事ができる。

年 月	主 体	内 容
1993年1月	議会	G P R A法成立
1996年6月	GAO	G P R Aの効果的な実行のための指針を発表 (GAO/GGD-96-118)
1997年5月	GAO	議会向けの戦略計画の評価ガイドを発表 (GAO/GGD-10.1.16)
1997年6月	OMB	各省庁に対して、戦略計画・業績計画策定のための指針を発表 Circular No.A-11
1997年8月15日	各省庁	戦略計画原案をOMBへ提出
1997年9月30日	各省庁	戦略計画を議会へ提出
1997年9月	各省庁	1999年度業績計画原案をOMBへ提出
1998年2月	各省庁	1999年度業績計画を議会へ提出
1998年2月	GAO	各省庁の戦略計画を評価したレポートを発表 MANAGING FOR RESULTS Observations on Agencies' Strategic Plans (GAO/T-GGD-98-66)
1998年2月	GAO	議会が政策決定する際に有益な業績計画の評価ガイドを発表 (GAO/GGD/AIMD-10.1.18)
1998年4月	GAO	業績計画の評価ガイド(マニュアル)を発表 (GAO/GGD-10.1.20)
1998年6月	議会	各省庁が提出した業績計画を評価したレポートを発表 (Toward a smaller, Smarter, Common Sense Government - Seeking Honest Information for Better Decisions)
1998年7月	OMB	各省庁に対して、戦略計画・業績計画策定のための指針を発表 Circular No.A-11改
1998年9月	各省庁	1999年度業績計画原案をOMBへ提出
1998年10月	-	1999年度業績計画の最終確定
1999年2月～3月	各省庁	2000年度業績計画を議会へ提出
1999年2月～3月	各省庁	2000年度業績計画の提出及び1997年に策定した戦略計画の中間 見直しを行い、議会へ提出
1999年9月	各省庁	2001年度業績計画原案をOMBへ提出
2000年2月～3月	各省庁	2001年度業績計画を議会へ提出
2000年3月31日	各省庁	1999年度業績報告を大統領及び議会へ提出
2000年9月	各省庁	新たな戦略計画を策定し、大統領及び議会へ提出
2000年9月	各省庁	2002年度業績計画原案をOMBへ提出
2001年3月31日	各省庁	1999年度、2000年度業績報告を大統領及び議会へ提出
2002年3月31日	各省庁	1999年度、2000年度、2001年度業績報告を大統領及び議会へ提出

¹⁴ 行政管理予算局:Office of Management and Budget OMB とされる。

以下、第2章では1993年に成立した政府業績結果法について仮訳を示すものであるが、同法は既に合衆国法として発効している。同法及び合衆国法全般に関する情報については、"<http://thomas.loc.gov/home/thomas2.html>"等において公開されている。また、合衆国公法(U.S.code)については、"<http://www4.law.cornell.edu/uscode/>"等でも参考とすることができる。

政府業績結果法(GPRA)の発効によって、1999年度より、行政省庁における戦略計画、年次業績計画、年次業績報告が策定されることとなった。

第3章では、合衆国厚生省(U.S. Department of Health and Human Services)が、大統領及び連邦議会に対して提出した戦略計画について仮抄訳を示す。

また、第4章では1999年業績計画、第5章では2000年業績計画について仮抄訳を示す。

(3) G P R A 仮訳

(訳中の全ての脚注、注釈は研究者による)

第 103 回アメリカ合衆国議会第 1 セッション

1993 年 1 月 5 日火曜日ワシントン特別行政区で開催

連邦政府の戦略計画策定および業績評価¹⁵確立等のための法律¹⁶

以下は、アメリカ合衆国上下両院の可決により発効する

第 1 節 題名

この法律は、政府業績結果法¹⁷と呼ぶ。

第 2 節 調査結果と目的

(a) 調査結果—連邦議会は以下の調査結果に至った。

(1)連邦プログラムにおける無駄や非効率によって、アメリカ国民は政府に対する信用を低下させているし、連邦政府自身も公共のニーズに応えるための能力を低下させている。

(2)プログラム目標¹⁸が不明瞭であり、プログラム業績に関する適切な情報がないために、連邦政府管理者によるプログラムの効率性¹⁹や有効性²⁰を向上させる努力が、著しく不利な状況にある。

(3)プログラムの業績や結果に対する関心が低いために、連邦議会における、政策決定、支出の決定能力、プログラムの監督²¹能力は、著しく低下している。

(b) 目的—この法律の目的は以下の通りである。

(1)連邦政府に対し、プログラムの達成度合いに関する体系的なアカウントビリティを持たせることによって、連邦政府の能力に対するアメリカ国民の信頼を向上させる。

(2)プログラムの目標設定、設定された目標に対するプログラム業績測定、そしてプログラムの進捗について報告するための一連のパイロット・プロジェクトを通じてプログラム業績の改革に着手する。

(3)プログラムの結果、サービスの質、顧客満足に対して新たに焦点を置くことによって、連邦プログラムの有効性やアカウントビリティを向上させる。

(4)連邦政府管理者に対して、プログラムの目的²²に合致する計画策定を義務づけ、

¹⁵ 業績評価:performance measurement、通常は「業績測定」と訳すべきであるが、ここでは業績評価とした。

¹⁶ 原文では'An Act To provide for the establishment of strategic planning and performance measurement in the Federal Government, and for other purposes.

¹⁷ 政府業績結果法:Government Performance and Results Act of 1993

¹⁸ 目標:goals

¹⁹ 効率性:efficiency

²⁰ 有効性:effectiveness

²¹ 監督:oversight

²² 目的:objectives

プログラムの結果やサービスの質に関する情報を提供することによって、サービス提供の改善に役立たせる。

(5)法律の目的達成に関する、より客観的な情報、連邦プログラムと支出に関する相対的有効性や効率性に関する、より客観的な情報を提供することによって、連邦議会の意思決定能力²³を改善する。

(6)連邦政府の内部管理を改善する。

第3節 戦略計画策定²⁴

合衆国法²⁵第5編第3章は、新たに以下の節を第305節の後に追加することによって改正される：第306節 戦略計画

(a)1997年9月30日までに、各行政機関の長は、行政管理予算局²⁶長及び連邦議会に対してプログラム活動のための戦略計画を提出することとする。この戦略計画は以下の事項を含まなければならない。

(1)各行政機関の主要な機能と運営に関する包括的使命²⁷

(2)各行政機関の主要な機能と運営のための、成果²⁸に関する目標と目的を含む、全般的²⁹な目標と目的

(3)目標や目的の達成に必要なとなる運営上のプロセス、技能³⁰や技術、人、資本、情報、その他の資源の説明を含んだ、目標や目的の達成方法

(4)第31編第1115節(a)によって義務づけられている計画³¹における業績目標が、どのように戦略計画の全般的目標や目的に関連しているかについての説明

(5)全般的目標や目的の達成に重大な影響を与える可能性がある、行政機関のコントロールできない外的要因の特定

(6)将来のプログラム評価の計画に伴い、全般的目標や目的を設定したり改訂したりする際に用いられるプログラム評価に関する説明

(b)戦略計画は、提出から少なくとも5会計年度先までをカバーし、少なくとも3年毎に改正されなければならない。

(c)第31編第1115節(a)によって義務づけられている業績計画³⁰は、機関の戦略計画と整合的であることを要する。この節において定められている戦略計画の該当期間に含まれていない会計年度分については、業績計画を提出してはならない。

²³ 意思決定能力:decisionmaking

²⁴ 戦略計画策定:STRATEGIC PLANNING

²⁵ 合衆国法:United States Code

²⁶ 行政管理予算局:the Office of Management and Budget

²⁷ 包括的使命:comprehensive mission

²⁸ 成果:outcome

²⁹ 全般的な:general

³⁰ 技能:skills

³¹ 訳注:これは業績計画:Performance Plans のこと

- (d)各行政機関が戦略計画を策定する際には、連邦議会と協議し、また計画によって潜在的に影響を受けたり、計画に関心を持つ人々の見解や提案を考慮しなければならない。
- (e)この節における「機能³²」や「活動³³」とは、本来的な³⁴政府機能である。この節での戦略計画の策定にあたっては、連邦政府職員³⁵によってのみ策定することができる。
- (f)この節における「機関³⁶」とは、第 105 節で定められた行政省庁³⁷を示しているが、中央情報局、会計検査院、パナマ運河委員会、連邦郵便公社及び郵便料金委員会は含まれていない。

第 4 節 年次業績計画及び報告

- (a)予算内容と議会への提出—合衆国法第 31 編 1105 節(a)は最後に以下の新しい段落を追加することによって改正される。(29)1999 年度より、第 1115 節に規定されている全体の予算に関する連邦政府の業績計画
- (b)業績計画と報告—合衆国法第 31 編第 11 章は、第 1114 節の次に以下の節を追加することによって改正される。

第 1115 節 業績計画

(a)第 1105 節(a)(29)の規定を遂行するにあたり、行政管理予算局長は各機関に対して、当該機関の予算に組み込まれる各プログラム活動内容の年次業績計画を策定することを要求するものである。業績計画には以下の事項を含むものとする。

- (1)プログラム活動によって達成されるべき業績水準を定義するための業績目標を設定する。
- (2)準節(b)に定める代替形式³⁸を除き、目標の客観的、定量的、測定可能な形式で説明する。
- (3)業績目標を達成するために必要とされる運営上のプロセス、技能や技術、人、資本、情報、その他の資源に関して簡単に説明する。
- (4)各プログラム活動に関わる産出物³⁹、サービス水準、成果を測定あるいは評価するために用いる業績指標を設定する。
- (5)実際のプログラムの結果と業績目標とを比較するための基準を提供する。

³² 機能:functions

³³ 活動:activities

³⁴ 本来的な:inherently

³⁵ 連邦政府職員:Federal employees

³⁶ 「機関」:'agency'

³⁷ 行政省庁:Executive agency

³⁸ 代替形式: alternative form 訳注:ここでの代替形式とは、次の(b)節における(A)(i)(ii)項、(B)項をさしている。

³⁹ 産出物:outputs

- (6)測定した値を確認し、立証するために用いられる方法を説明する。
- (b)行政管理予算局長と協議し、各機関が特定のプログラム活動による業績目標を客観的、定量的、測定可能な形式で提示することが可能ではないとされた時については、それに代わる代替形式による業績目標が認められる。(1)代替形式には、以下のそれぞれの項目を含む記述が要求される。
- (A)(i)最も効果が低いプログラムを提示する
(ii)効果の高いプログラムを提示する
- (B)行政管理予算局長によって認められた、十分な精度があると同時に、プログラム活動の業績がその説明により規定されている条件を満たしているかどうかについて、正確かつ独立した判断が可能な代替形式;(2)または、なぜそのプログラム活動のための業績目標を表わすことが不可能であったり非現実的になるのかについて説明する
- (c)機関の主要な機能や運営の意義を損ったり、失わない限りにおいて、当節の規定に定められるプログラム活動を統廃合、合併することができる
- (d)機関は、年次業績計画を提出する際、以下の条件に該当する場合は、計画に付録を付けて提出することができる
- (1)行政命令⁴⁰が、国防上あるいは外交政策上の理由によって、秘密扱いとされる条件に該当する場合
- (2)上のような分類に属する行政命令の場合
- (e)この節にいう機能や活動とは、本来的な政府機能である。この節での業績計画の策定にあたっては、連邦政府職員によってのみ策定することができる。
- (f)この節および第 1116 から 1119 節まで、第 9703 節及び 9704 節における用語について
- (1)「機関⁴¹」とは、第 5 編第 306 節(f)による定義と同じ意味である。
- (2)「成果測定⁴²」とは、プログラム活動の意図された目的に比較した、結果の評価である。
- (3)「産出物測定⁴³」とは、定量的あるいは定性的に表現された、活動や努力に関する情報を作表、計算または記録することである。
- (4)「業績目標⁴⁴」とは、定量的基準、価値、割合によって表現する目標を含めて、実際の業績を比較できるよう、明白で測定できる形で表現された業績の目標⁴⁵水準である。

⁴⁰ 行政命令:Executive order 大統領名による場合は大統領令とする。

⁴¹ 機関:'agency'

⁴² 成果測定:'outcome measure'

⁴³ 産出物測定:'output measure'、「アウトプット測定」としてもよい。

⁴⁴ 業績目標:'performance goal'

⁴⁵ 目標:target

- (5)「業績指標⁴⁶」とは、産出物や成果を測定するために用いられる特定の価値尺度あるいは特質である。
- (6)「プログラム活動⁴⁷」とは、合衆国政府の年次予算において、プログラム及び資金計画として記載された特定の活動またはプロジェクトである。
- (7)「プログラム評価⁴⁸」とは、連邦政府が意図した目的をどのように、どの程度達成したのかを客観的測定と体系的な分析を通じて評価することである。

第 1116 節 プログラム業績報告

- (a)2000年3月31日までに、そしてそれ以降毎年の3月31日までに、各機関の長は、大統領及び連邦議会に対して前会計年度におけるプログラム業績に関する報告を作成し、提出しなければならない。
- (b)(1)各プログラム業績報告は、当該会計年度の計画において記載された業績目標と実際に達成されたプログラム業績との比較を行い、第 1115 節に基づいて策定された業績指標を明確に示さなければならない。
- (2)業績目標が 1115 節(b)に基づいて代替形式による場合については、最も効果が低いプログラムまたは効果の高いプログラムのいずれかの基準を満たしているかどうかを含めて、プログラムの結果については、これらの関連において説明しなければならない。
- (c)会計年度 2000 年の報告は、前年度の実際の結果を含み、会計年度 2001 年の報告は、前 2 年度分の実際の結果を含み、会計年度 2002 年及びそれ以降の報告は、前 3 年度分の実際の結果を含まなければならない。
- (d)各報告は--
- (1)会計年度の業績目標の達成を検証⁴⁹することを要する。
 - (2)報告に含まれる会計年度の業績目標に対する業績の達成度合いを比較して、当該会計年度の業績計画を評価することを要する。
 - (3)業績目標を達成しなかった場合、以下の項目について説明することを要する。
(プログラム活動の業績が、第 1115 節(b)(1)(A)(ii)に基づく効果的なプログラム活動の基準に該当しない場合、あるいは別の代替形式が用いられた場合の達成基準に該当しない場合を含むものとする。)
 - (A)なぜ目標が達成されなかったのか
 - (B)設定された業績目標を達成するための計画とスケジュール
 - (C)業績目標が非実用的あるいは不可能であるならば、その理由と取るべき行動
 - (4)この編第 9703 節にいう免除項目⁵⁰による場合については、業績目標の達成度合

⁴⁶ 業績指標:'performance indicator'

⁴⁷ プログラム活動:'program activity'

⁴⁸ プログラム評価:'program evaluation'

⁴⁹ 検証:review

いの活用方法の説明と有効性の評価を説明しなければならない。

(5)報告に含まれる会計年度に完了したプログラム評価について、調査結果の概要を含まなければならない。

(e)機関の長は、第 3515 節において必要とされる年次財務諸表が、当該会計年度の 3 月 31 日までに議会に提出された場合については、その財務諸表に当節において求められる全てのプログラム業績に関する情報を含めることができる。

(f)この節にいう機能や活動とは、本来的な政府機能である。この節での業績プログラム業績報告の策定にあたっては、連邦政府職員によってのみ作成することができる。

第 1117 節 免除⁵¹

行政管理予算局長は、年次支出が\$20,000,000 以下の機関に対しては、当編第 1115 節及び 1116 節また第 5 編第 306 節の要件について免除することができる。

第 5 節 経営のアカウントビリティと柔軟性

(a)経営のアカウントビリティと柔軟性-合衆国法第 31 編第 97 章は、第 9702 節の後に以下の新しい節を追加することによって改正される。

第 9703 節 経営のアカウントビリティと柔軟性

(a)会計年度 1999 年より、第 1115 節によって求められる業績計画は、特定の個人や組織に対して業績目標を達成するための責任を要求する代りとして、職員定数、給与や報酬制限、あるいは第 1105 節に定められた年次予算の予算分類 20 及び準分類 11,12,31 及び 32 の間の変更禁止や制限について、行政管理上の手続き要件や管理を免除することを申し出ることができる。第 1105 節(a)(29)によって作成され提出される業績計画については、行政管理予算局長は免除項目に関する申し出を検証し承認することができる。免除項目が承認された場合は、当該会計年度より効力を発する。

(b)準節(a)による申し出は、広範な経営上あるいは組織上の柔軟性、自由裁量あるいは自己決定権の拡大によって、免除項目によって期待される業績改善への影響を定量的に説明しなければならない。期待される業績改善は現在の実際の業績と免除項目を適用されなかった場合に想定される業績レベルと比較しなければならない。

(c)給与や報酬制限に関わる全ての免除項目の適用については、業績目標の達成に関して、達成、超過達成、未達成等の場合に対して適用される、ボーナスや奨励金等として給与や報酬に反映される金銭的变化については厳密に金額で表さねばならない。

(d)機関（免除規定を申し出ている機関及び行政管理予算局以外の機関）が、課されている手続き上の要件や管理上の免除規定を申し出る際については、その手続き上の要件を（当該機関に対して）課した（他の行政）機関に認められ、あるいはその機関の業績計

⁵⁰ 免除項目:waiver 訳注:この免除項目は経営のアカウントビリティと柔軟性の項目を指している。

⁵¹ 免除:Exemption

画に当該機関の免除規定を認める旨が示されている場合にのみ提出できる。

(e)免除規定は、行政管理予算局長が承認した1ないし2年間有効である。免除規定は引き続き1年間更新することができる。免除規定が連続して3年間有効であった後は、給与や報酬に関する免除規定を除き、第1115節に従って策定された業績計画において、これらの免除を永続するものとして提案できる。

(f)当節の目的では、第1115節(f)の定義を適用する。

第6節 パイロット・プロジェクト

(a)業績計画および報告-合衆国法第31編第11章は、新たに以下の節を第1117節（当法律の第4節により追加）の後に挿入することによって改正される：

第1118節 業績目標のためのパイロット・プログラム

(a)行政管理予算局長は各機関の長との協議を経た後に、会計年度1994年、1995年、1996年における業績測定⁵²のパイロット・プロジェクトの実施対象として少なくとも10の機関を指定する。指定機関はプログラム業績において、政府機能及び能力の代表的な範囲についての測定及び報告を反映しなければならない。

(b)指定機関におけるパイロット・プロジェクトは、各機関の少なくとも一つの主要機能と運営に関して、第1115節に従い業績計画を策定し、第1116節（第1116節(c)を除く）に従いプログラム業績報告を準備しなければならない。パイロット期間中の1年又はそれ以上の期間について、機関の業績計画策定の際は、戦略計画を使用しなければならない。

(c)1997年5月1日までに行政管理予算局長は、合衆国大統領及び連邦議会に対して、以下の報告を提出しなければならない--

(1)パイロット機関により、1993年政府業績結果法の目的のために作成された計画及び報告の便益、コスト及び利便性を評価する。

(2)計画及び報告の作成に際してパイロット機関が直面した重要な問題を明確にする。

(3)1993年政府業績結果法の第5編第306節、当編第1105節、第1115節、第1116節、第1117節、第1119節、第9703節及び当節の条項に関して改正すべきことがあれば提起する。

(b)経営のアカウンタビリティと柔軟性-合衆国法第31編第97章は第9703節（当法律の第5節により追加）の後に、以下の節を新たに追加することによって改正される：

第9704節 経営のアカウンタビリティと柔軟性のパイロット・プロジェクト

(a)行政管理予算局長は少なくとも5機関を会計年度1995年及び1996年の経営のアカウンタビリティと柔軟性に関するパイロット・プロジェクトとして指定する。これらの機関は第1118節に基づいて指定されたパイロット・プロジェクトより選定され、指定機関はプログラム業績において、政府機能及び能力の代表的な範囲についての測定

⁵² 業績測定:performance measurement

及び報告を反映したものでなければならない。

- (b)指定機関におけるパイロット・プロジェクトは、各機関の少なくとも一つの主要機能と運営に関して、第 9703 節による免除項目に関する申し出を含むものである。
- (c)行政管理予算局長は、合衆国大統領及び連邦議会に対して、第 1118 節(c)に規定された以下の内容を含む報告を提出しなければならない--
 - (1)免除項目の適用によって業績の改善と引き換えに拡大した経営上及び組織上の柔軟性、自由裁量あるいは自己決定権の便益、コスト及び利便性の評価
 - (2)計画された免除項目に際してパイロット機関が直面した重要な問題の明確化
- (d)当節の目的では、第 1115 節(f)の定義を適用する。
- (e)業績評価予算⁵³・合衆国法第 31 編第 11 章は、第 1118 節(当法律の第 6 節により追加)の後に、以下の節を新たに追加することによって改正される:

第 1119 節 業績評価予算におけるパイロット・プロジェクト

- (a)行政管理予算局長は各機関の長との協議を経た後に、少なくとも 5 機関について会計年度 1998 年及び 1999 年の業績評価予算に関するパイロット・プロジェクトとして指定する。これらの機関について、少なくとも 3 機関は、第 1118 節により指定されたパイロット・プロジェクトより選定され、プログラム業績の測定と報告において、政府機能及び能力の代表的な範囲を反映したものでなければならない。
- (b)指定機関におけるパイロット・プロジェクトには業績評価予算の策定を含まなければならない。この予算は当該機関の少なくとも一つの主要機能と運営について、異なる予算額によって、成果に関連した業績等の達成水準が多様なものとなることを示したものでなければならない。
- (c)行政管理予算局長は、第 1105 節に基づいて提出される会計年度 1999 年の予算については、代替予算として、指定機関の予算に業績評価予算を含んだものでなければならない。
- (d)2001 年 3 月 31 日までに、行政管理予算局長は、大統領及び連邦議会に対して、業績評価予算におけるパイロット・プロジェクトについて、以下の報告を提出しなければならない:
 - (1)第 1105 節に基づいて提出された年次予算の一部として業績評価予算を含むことの実行可能性及び相応しさ⁵⁴を評価する。
 - (2)業績評価予算の作成においてパイロット機関が直面した問題点を明らかにする。
 - (3)業績評価予算を法制化するべきかどうかを提言とする勧告、及び法律における一般的な条項に関して勧告する。
 - (4)1993 年政府業績結果法の第 5 編第 306 節、当編第 1105 節、第 1115 節、第 1116 節、第 1117 節、第 1119 節、第 9703 節及び当節の規定において改正すべき事柄が

⁵³ 業績評価予算:PERFORMANCE BUDGETING

⁵⁴ 実行可能性及び相応しさ:feasibility and advisability

あるかどうか提案する。

(e)準節(d)に基づいて作成された報告を受理した後に、連邦議会は第 1105 節に基づいて提出される年次予算の一部として業績評価予算を提出すべきかどうかを明らかにすべきとする。

第 7 節 合衆国郵便公社

合衆国法第 39 編第 3 部は末尾に新たな以下の章を追加することによって改正される:

第 28 章--戦略計画策定及び業績管理

第 2801 節 定義

第 2802 節 戦略計画

第 2803 節 業績計画

第 2804 節 プログラム業績報告

第 2805 節 本来の行政機能

第 2801 節 定義

この章の目的において、以下の用語の定義を適用する。

- (1)「成果測定」とは、プログラム活動の意図された目的に比較した、結果の評価を指している。
- (2)「産出物測定」とは、定量的あるいは定性的に表現された、活動や努力に関する情報の作表、計算または記録を指している。
- (3)「業績目標」とは、定量的基準、価値、割合によって表現する目標を含めて、実際の業績を比較できるように、明白で測定できる形で表現された業績の目標水準である。
- (4)「業績指標」とは、産出物や成果を測定するために用いられる特定の価値尺度あるいは特質⁵⁵を指している。
- (5)「プログラム活動」とは、郵便公社の使命に関連する特定の活動である。
- (6)「プログラム評価」とは、郵便公社のプログラムが、意図した目的をどのように、どの程度達成したのかを客観的測定と体系的分析を通じて評価することである。

第 2802 節 戦略計画

(a)1997 年 9 月 30 日までに、郵便公社は、プログラム活動に関する戦略計画を大統領及び議会に提出しなければならない。この戦略計画は以下の事項を含まなければならない。

- (1)郵便公社の主要な機能と運営に関する包括的使命
- (2)郵便公社の主要な機能と運営のための、成果に関する目標と目的を含む、全般的な目標と目的
- (3)目標や目的の達成に必要なとなる運営上のプロセス、技能や技術、人、資本、情報、その他の資源の説明を含んだ、目標や目的の達成方法

⁵⁵ 特質:characteristic

- (4)第 2803 節によって義務付けられている計画における業績目標がどのように戦略計画の全般的目標や目的に関連しているかについての説明
- (5)全般的な目標や目的の達成度に重大な影響を与える可能性のある、郵便公社のコントロールできない外的要因の特定
- (6)将来のプログラム評価の計画に伴い、全般的目標や目的を設定したり改訂したりする際に用いられるプログラム評価に関する説明
- (b)戦略計画は、提出から少なくとも 5 会計年度先までをカバーし、少なくとも 3 年毎に改正されなければならない。
- (c)第 2803 節によって義務付けられている業績計画は、郵便公社の戦略計画と整合的であることを要する。この節において定められている戦略計画の該当期間に含まれていない会計年度分については、業績計画を提出してはならない。
- (d)郵便公社が戦略計画を策定する際には、計画によって潜在的に影響を受けたり、計画に関心を持つ人々の見解を考慮し意見を求め、計画の内容について連邦議会に助言しなければならない。

第 2803 節 業績計画

- (a)郵便公社は、当編第 2401 節(g)に示されている包括的使命に含まれる郵便公社予算においてプログラム活動を含んだ年次業績計画を策定しなければならない。年次業績計画は以下の項目を含むものとする：
 - (1)プログラム活動によって達成されるべき業績水準を定義するための業績目標を設定する。
 - (2)準節(b)に定める代替形式を除き、目標の客観的、定量的、測定可能な形式で説明する。
 - (3)業績目標を達成するために必要な運営プロセス、技能や技術、人、資本、情報、その他の資源に関して簡単に説明する。
 - (4)各プログラム活動に関わる産出物、サービス水準、成果を測定あるいは評価するために用いる業績指標を設定する。
 - (5)実際のプログラムの結果と業績目標とを比較するための基準を提供する。
 - (6)測定した値を確認し、立証するために用いられる方法を説明する。
- (b)郵便公社が特定のプログラム活動による業績目標を客観的、定量的、測定可能な形式で提示することが可能ではないとされた時については、郵便公社はそれに代わる代替形式による業績目標を用いることができる。(1)代替形式には、以下のそれぞれの項目を含む記述が要求される。
 - (A)最も効果が低いプログラムを提示する
 - (B)効果の高いプログラムを提示する
 十分な精度があると同時に、プログラム活動の業績が上記のいずれかの項目基準について条件を満たしているかについて、正確かつ独立した判断が可能な代替形

式;(2)または、なぜそのプログラム活動のための業績目標を表わすことが不可能であったり非現実的になるのかについて説明する

(c)当節に定められた包括的で有益な計画を策定するに当たって、郵便公社は主要な機能や運営の意義を損なったり、失わない限りにおいて、郵便公社はプログラム活動を統廃合、合併することができる。

(d)郵便公社は、プログラム活動を含むか、あるいは以下の事項に関連を有する計画に対して、非公式の付録を作成することができる。

(1)刑事訴訟における調停の回避;あるいは

(2)当編第 410 節(c)により情報公開を免除される事柄。

第 2804 節 プログラム業績報告

(a)郵便公社は、当編第 2401 節(g)による年次包括声明⁵⁶に含まれるプログラム業績報告を会計年度毎に作成しなければならない。

(b)(1)プログラム業績報告は、当該会計年度の計画において示された業績目標と実際に達成されたプログラム業績との比較とともに、郵便公社の業績計画において設定された業績指標を明らかにしなければならない。

(2)業績目標が、最も効果が低いプログラム活動あるいは効果の高いプログラム活動といった記述形式において特定されている場合には、プログラム結果に関する記述は、それらの分類に対してどのような関係にあるのか、あるいは業績がどちらの分類にも属していないものであるかどうかを含めて明らかにしなければならない。

(c)会計年度 2000 年の報告は、前年度の実際の結果を含み、会計年度 2001 年の報告は、前 2 年度分の実際の結果を含み、会計年度 2002 年及びそれ以降の報告は、前 3 年度分の実際の結果を含まなければならない。

(d)各報告は--

(1)会計年度の業績目標の達成の検証をすることを要する。

(2)報告に含まれる会計年度の業績目標に対する業績の達成度合いを比較して、当該会計年度の業績計画を評価することを要する。

(3)業績目標を達成しなかった場合、以下の項目について説明することを要する。(プログラム活動の業績が、第 2803 節(b)(2)に基づく効果的なプログラム活動の基準に該当しない場合、あるいは別の代替形式が用いられた場合の達成基準に該当しない場合を含むものとする。)

(A)なぜ目標が達成されなかったのか

(B)設定された業績目標を達成するための計画とスケジュール

(C)業績目標が非実用的あるいは不可能であるならば、その理由と取るべき行動

(4)報告に含まれる会計年度に完了したプログラム評価について、調査結果の概要を含まなければならない。

⁵⁶ 年次包括声明:annual comprehensive statement

第 2805 節 本来的な政府機能

当章にいう機能や活動は、本来の政府機能である。この節での戦略計画、業績計画、プログラム業績報告の策定にあたっては、郵便公社職員によってのみ策定することができる。

第 8 節 連邦議会による監督と法制

- (a)一般的に、当法律では、連邦議会が業績目標を設定し、改正し、停止または無効にする権限を制限するものと解釈されてはならない。これらの権限は、合衆国法第 31 編第 1105 節(a)(29)に基づいて提出された計画の目標を改廃し得るものである。
- (b)会計検査院報告-1997 年 6 月 1 日までに、合衆国会計検査院長⁵⁷は、合衆国法第 31 編第 1118 節及び 9704 節によるパイロット・プロジェクトとして関与している連邦機関以外について、当法実行及び当法遵守の見通しについて連邦議会に報告しなければならない。

第 9 節 研修

人事管理局⁵⁸は、行政予算管理局長及び合衆国会計検査院長との協議により、管理職研修プログラムの一部として、戦略計画策定及び業績評価に関する研修を開発し、あるいは管理職に戦略計画策定及びプログラム業績評価の開発と活用について指導を行うものとする。

第 10 節 法律の適用

当法による条文または修正条項は、以下のように解釈されてはならない:

- (1)合衆国の役人または職員として行動している人以外の者に対して、いかなる権利、特権、便宜または資格であれ、これを与えること、あるいは、合衆国の役人又は職員の立場で行動している人以外の者が、当法による条文または修正条項を強制するために、合衆国裁判所に民事訴訟を提訴することを認めること;あるいは
- (2)合衆国法第 5 編第 553 節の規定を含む、あらゆる法的要件を改廃すること

第 11 節 法律上修正及び適用のための修正

- (a)合衆国法第 5 編の修正条項-合衆国法第 5 節第 3 章の節目次は、第 305 節に関する項目の後に新たに以下の項目を追加することによって改正される:

第 306 節 戦略計画

- (b)合衆国法第 5 編の修正条項-

- (1)第 11 章の修正条項-合衆国法第 31 編第 11 章の節目次は、第 1114 節に関する項目の後に新たに以下の項目を追加することによって改正される:

第 1115 節 業績計画

第 1116 節 プログラム業績報告

⁵⁷ 合衆国会計検査院長:the Comptroller General of the United States